

経営トップの「安全衛生方針」に基づく 労働災害防止活動を推進しましょう！（第三次産業編）

- 労働災害防止に当たっては、具体的な取組に先立ち、労働者の安全や健康を守るという「経営トップの強い意識」が極めて重要です。
- 特に、第三次産業で発生している災害は、「転倒災害」をはじめ、日常生活においても起こりうる災害が多く、事業者、労働者双方ともに労働災害防止に対する意識が希薄になります。
- 経営トップが労働災害防止に対する明確な「安全衛生方針」を表明し、その方針に沿った取組を一人ひとりが「安全宣言」として実践することにより、「全員参加」で労働災害の撲滅に取組みましょう。

Q：安全衛生方針は誰が示すの？

A：労働災害防止には、「安全衛生管理体制の確立」、「機械・設備の安全化」、「安全衛生教育の徹底」など各種の取組が求められますが、その推進には人的・経済的な経営資源の適切な配分が必要です。その「道しるべ」となる「安全衛生方針」は、当然、経営トップや事業場・建設現場のトップなど、事業を総括する立場にある方が示す必要があります。

Q：安全衛生方針の表明は義務なの？

A：法令上、「安全衛生方針」の表明が明確に義務付けられている訳ではありませんが、一定規模以上の事業場ごとに選任が義務付けられている「総括安全衛生管理者」の職務として、「安全衛生に関する方針の表明に関すること」が含まれています。「安全衛生方針」はあらゆる安全衛生活動の根幹となるものですので、総括安全衛生管理者を選任すべき事業場で有るか否かに問わらず、すべての事業者が表明すべきものであるといえます。

Q：表明した安全衛生方針はどうすればよいの？

A：表明した「安全衛生方針」に基づき、具体的な取組が進められることになりますので、事業場内への掲示など、従業員一人ひとりが目にできる状態にしておくことが重要です。また、HP等を通じ、この方針を対外的に公表することにより、「対外的に公表したことによる事業場内の安全意識の高揚」、「安全活動に意欲のある企業の社会的評価」にもつながることが期待できます。

Q：安全衛生方針を表明すると災害は減るの？

A：「安全衛生方針」を表明したからといって、直ちに労働災害が減少する訳ではありません。しかし、経営トップの「安全衛生方針」に基づくことなく実施される安全衛生活動は、いわば軟弱地盤に建物を建築するようなものです。事業場の安全衛生水準を向上し、無災害の達成・継続を図るには、トップの明確な「安全衛生方針」に裏付けされた実効ある安全衛生活動の推進が必要です。

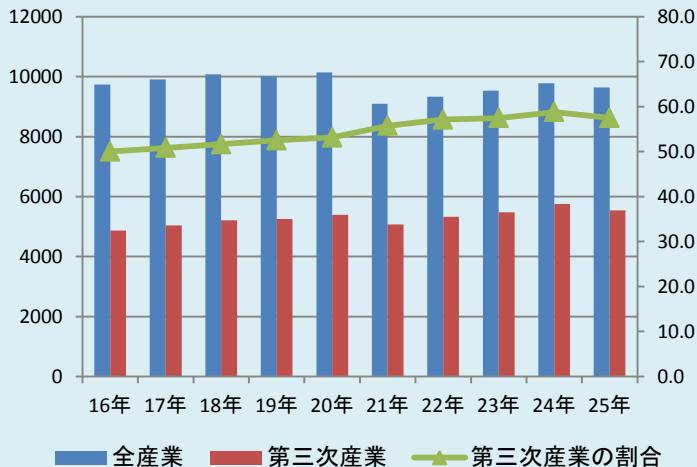
Q：従業員は何をすればよいの？

A：従業員の皆さんには、「安全衛生方針」に沿った各種の取組を実際の職場で実践することになります。そのためには、経営トップが表明した「安全衛生方針」に沿った内容の「安全宣言」を一人ひとりが行い、「事業場内への掲示」、「ワッペン、ヘルメット等への記載」、「社内メールの署名欄への記載」などにより、自らが宣言した内容を実践することが効果的です。

平成25年4月からスタートした「第12次東京労働局労働災害防止計画」においては、「経営トップによる安全衛生方針の表明」を第三次産業対策の目標に掲げています。

1. 労働災害の発生状況

東京の労働災害発生件数と第三次産業の割合



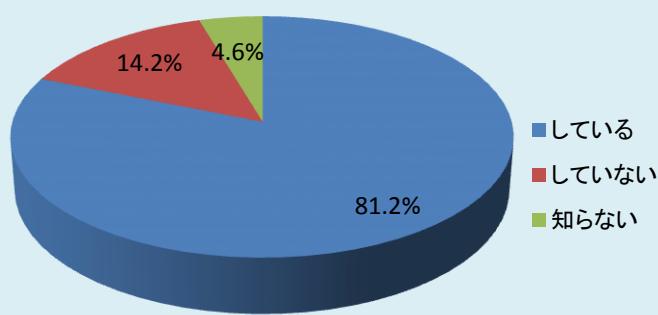
東京労働局管内では労働災害の約6割を第三次産業が占めており、その割合は年々増えています

これらの災害については、約半数が1か月以上に及ぶ休業災害が占めており、決して軽視できないものです。余剰人員が少ない中においては、企業の経営にも大きな影響を与えます。

第三次産業の労働災害の多くを占めているのは、転倒災害や転落災害など、人間の行動に起因する行動災害ですが、こうした災害についても、施設管理や従業員への教育・訓練といった対策を取ることによって減少させることができます。

2. 安全衛生方針の表明の状況

安全衛生方針の表明

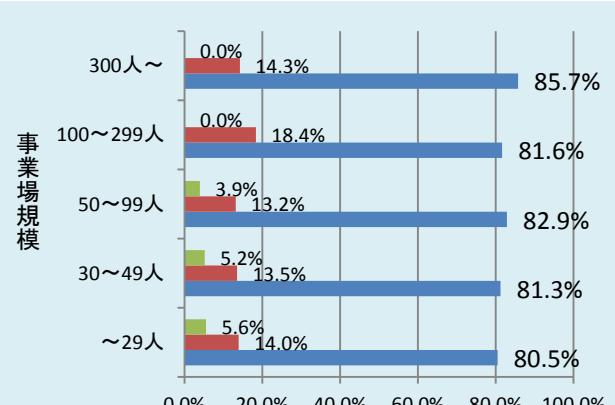
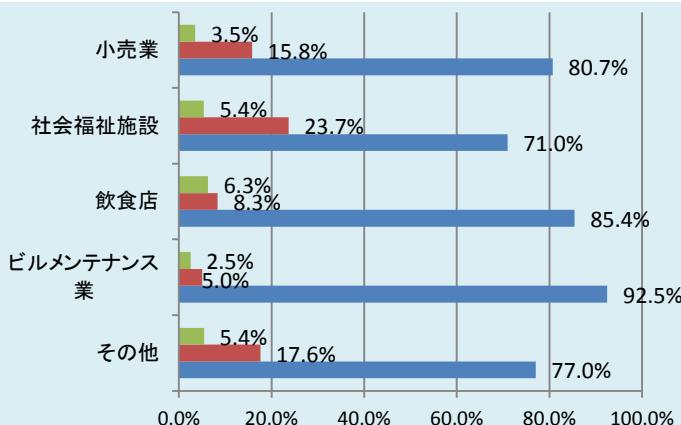


平成25年度に東京労働局で実施した、第三次産業の職場の安全衛生活動自主点検結果（回答数466件）を見ると、安全衛生方針の表明を行っている企業が81.2%と多数を占めるものの、行っていない企業が14.2%、安全衛生方針の表明を知らない企業が4.6%みられます。

業種別に見ると、ビルメンテナンス業で高く、社会福祉施設で低めの割合となっています。

事業場規模別にみると、300人以上の規模の事業場でも安全衛生方針の表明が行われていない事業場が認められます。

安全衛生方針の表明を行っていない企業では安全衛生方針の表明を行いましょう。



以下の例を参考に経営トップは「安全衛生方針」を表明し、事業場で働く方々一人ひとりが安全衛生方針に沿った「安全宣言」を行い、「全員参加」で労働災害防止に努めてください。

例



策定日 平成 年 月 日
掲示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー
代表者 代表取締役 東京太郎
(自筆で署名しましょう)



第12次東京労働局労働災害防止計画推進中



宣言日 平成 年 月 日
掲示日 平成 年 月 日

私の安全宣言

労働災害防止のため 私はこうします！

私は、スライサー清掃時に「主電源カット」と「治具使用」を徹底します。

会社名 株式会社●●スーパー▲▲店
職氏名 青果物主任 安全太郎
(自筆で署名しましょう)

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講ずる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

社長、会社、事業場が定めた安全衛生に関する基本方針を記入しましょう。



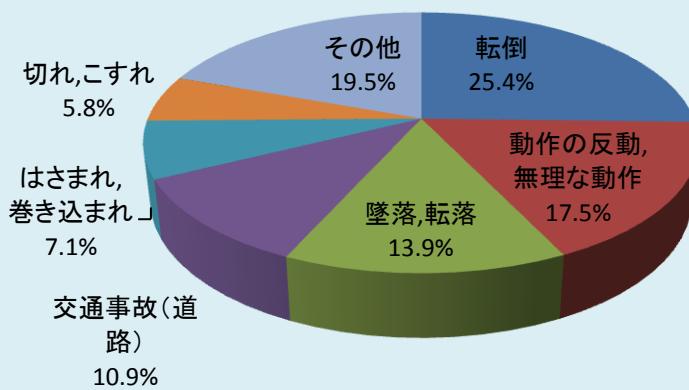
第12次東京労働局労働災害防止計画推進中

上記の例は東京労働局ホームページからダウンロードできます。

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/oshirase/anzen/12jibou.html

3. 労働災害の事例と対策

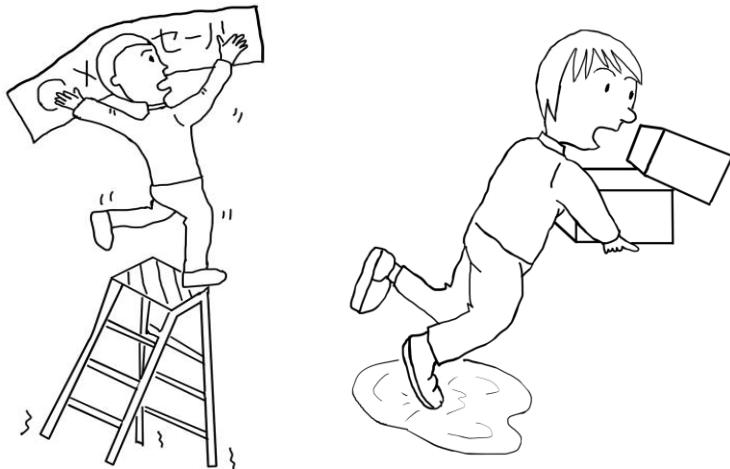
事故の型別労働災害件数(第三次産業、平成25年)



東京労働局管内の第3次産業の災害の事故の型は、通路・床等での「転倒災害」によるものが25.4%を占め、続いて捻挫や腰痛を引き起こす「動作の反動、無理な動作」が17.5%、階段等からの「墜落、転落」が13.9%、以下「交通事故」、「はされ、巻き込まれ」、「切れ、こすれ」となっています。行動災害が多くをしめますが、食料品加工用機械などによる、切れ・こすれ災害、はされ・巻き込まれ災害も多く発生しています。

○墜落・転落災害防止対策

- ・はしご、踏み台、脚立の安全な使用を徹底しましょう。脚立の天板にはのらないようにしましょう。
- ・2階の倉庫等の高所の床の端には周囲に手すりや囲い(壁)を設けましょう。
- ・蛍光灯の取り替え時等にイスを踏み台代わりにしないようにしましょう。
- ・階段には、滑り止め、手すりを設けましょう。



○ 転倒災害防止対策

- ・床は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造のものとしましょう。
- ・水たまりは、直ぐに拭き取りましょう。
- ・履物はすべりにくく、安定したものを着用させましょう。

○切れ、こすれ災害防止対策

- ・スライサーなどの食品機械の清掃は、機械を止めてから行わせましょう。
 - ・包丁は、よく研ぎ、十分に教育・訓練をしてから扱わせましょう。
 - ・刃物類は、使用後すぐに所定の場所に保管させましょう。
- はさまれ、巻き込まれ災害防止対策
- ・機械を点検・修理する場合は、停止してから行わせましょう。材料つまりを直す時には治具を使うようにしましょう。
 - ・複数人で運搬した荷や道具を下ろす時は、合図をして行わせましょう。



4. 安全衛生対策の実施

(1) 雇入れ時教育を実施しましょう

平成25年度職場の安全衛生自主点検結果では、雇入れ時教育の安全衛生教育内容について決まっているのは83.3%でした。

安全衛生教育内容については、企業として事前に決めておき、雇入れ時には、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」、「正しい作業手順（マニュアル）」はどのような内容かなどを従業員に伝え、教えるようにしましょう。

(2) 安全作業マニュアルを作成しましょう

作業マニュアル・作業手順書を作成している割合は82.4%でした。

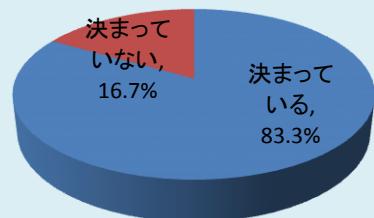
作業手順書には、「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」など安全に関する具体的な作業方法を盛り込んで周知するようにしましょう。

(3) 企業全体で労働災害防止の取組を進めましょう

本社等から労働災害（防止対策を含む）に関する情報の提供がある事業場の割合は87.4%でした。

労働災害の多くは繰り返し災害です。社内で発生した災害を分析し、周知し、同種災害の防止を図ることが重要です。企業本社等の主導で全社的に労働災害防止を進めましょう。

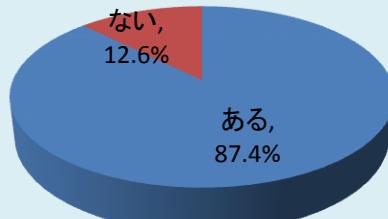
雇入れ時教育の安全衛生教育内容



作業マニュアル・作業手順書の作成



本社等からの労働災害に関する情報提供



(平成25年度実施
職場の安全衛生活動自主点検より)